

伊賀市住民税非課税世帯等 物価高騰支援給付金のご案内

- 住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までに家計が急変した世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

※伊賀市から支払い通知は送りません。
通帳等でご確認ください。

支給対象と申請の有無

基準日(令和5年6月1日)時点で
いずれかに当てはまる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～9月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

伊賀市から
確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で伊賀市に居住されている方で、
支給要件を満たすと思われる世帯に確認書が
送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

【申請期間】

令和5年8月1日(火)～10月31日(火)

基準日時点で伊賀市に居住されている方で、
支給要件を満たすと思われる場合はご相談く
ださい。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から伊賀市にお住まいの場合

- 対象となると思われる世帯には、伊賀市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、伊賀市に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②課税となる未申告の所得がないかどうか



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に伊賀市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が※住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（伊賀市の場合） 単身の場合：93万円以下、1人を扶養している場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに伊賀市の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



伊賀市住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



伊賀市 生活支援課

「住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金」窓口

0595-22-9674

受付時間 平日8:30~17:15

NINJA
CITY IGA
忍者市伊賀